

「施策評価表」を公表

10月3日から市ホームページなどで

市では、市の長期総合計画「水と緑とふれあいのまち東久留米」を実現するための一つの手段として、行政評価制度を導入しています。

行政評価は、7つの政策の下に体系付けをした35の施策と約750に上る事務事業がおのおのの目標を達成するのにどれだけ成果を上げているかを評価するものです。

今回は18年度に行った施策の評価結果を公表します。

評価は、単に施策のコスト削減だけではなく、施策の目的、成果、市と市民の役割、市のコスト負担、市の裁量余地に視点を置いています。

20年度に向けた施策の方向の決定には、この評価結果が反映されています。

今後も行政評価の結果を公表し、市の行政運営の状況を示します。

施策評価表(平成17年度実績) 平成18年度方針			
施策名	評価項目	評価結果	評価コメント
1. 施策の達成状況	達成率	95.0%	達成率が高い施策が多い。
2. 施策の効率性	コスト削減率	12.5%	コスト削減に努めた。
3. 施策の効果性	市民満足度	88.0%	市民満足度の向上に努めた。
4. 施策の持続性	継続率	90.0%	継続率が高い。

この1年間、行政はどのように運営されたのか(上は17年度のもの)

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間 特設行政相談所を開設

行政相談週間中、行政相談制度を広く皆さんに利用していただくため、広報や関係行事を積極的に実施しています。

市では、行政相談委員が次の通り行政相談所を開設します。国の仕事等について「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けますので、ぜひご利用ください。

【開設日時】10月19日(金)午後1時半～4時

【開設場所】市役所1階 内ひろば

【相談内容】年金、保険、福祉、道路、郵便、旅客運賃

詳しくは広報課広聴担当 ☎470・7708へ。

行政相談委員 輪関係など

【行政相談委員】小山正勝 (電話471・3955)、篠宮松美 (電話465・1830)、岡部佳子 (電話474・0379) の各氏

※このほか、総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」☎0570・090110(ファクス03・5331・1761)▽東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階 休業日を除く毎日) ☎03・3987・0229でも相談を受け付けます。

地域包括支援センターを知っていますか

保健福祉の専門家に何でも相談！

地域包括支援センターは、市内の高齢者が地域でいつまでも元気に暮らし続けていくために、市が委託している相談機関です。「介護の相談から「老化予防」まで保健福祉の専門職が高齢者のさまざまな相談をお受けしています。ぜひ活用してください。担当地区は下表の通りです。詳しくは介護福祉課介護サービス係(内線2553・2556)へ。

高齢者あんしん生活調査

地域包括支援センター職員が伺います

市では、地域包括支援センターに委託し、地域で孤立しがちな高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、全運動が行われます。

「守ろうよ わたしの好きな 街だから」地域安全運動を実施



- 地域安全運動は、地域住民の皆さんと警察、防犯協会、自治体、関係機関などの関係団体が一体となって「安全で明るく住みよい街づくり」を推進するために実施するものです。
- 運動の統一重点は次の通りです。
- ①子どもの犯罪被害の防止
 - ②振り込め詐欺や還付金詐欺の被害の防止
 - ③侵入窃盗、ひったくりおよび性犯罪の被害防止

防火管理者

資格講習会を実施

消防法第8条に基づき、一定規模以上の人員を収容する建物または施設の所有者等(所有・占有・管理)は、本人または監督的な地位にある「一定の資格を持つ方を、防火管理者として選任し、消防署長に届け出なければなりません。この「一定の資格」の一つが防火管理者資格講習を修了することです。

【日時】11月21日(水・22日(木)の2日間、いずれも午前9時～午後5時

【会場】東久留米消防署

【講習の種類】甲種防火管理者資格講習

【対象・定員】市内在住・在勤の方、50人

記帳は簡単・大きな特典

青色申告で事業発展を！

税務署では、事業所得や不動産所得のある方に青色申告を勧めています。

青色申告は、記帳することにより事業の経営状態が分かることにも、税金面でも①

青色申告特別控除②青色事業専従者給与の適用(届け出が必要)③純損失の繰越控除等さまざまな特典があり、大変有利な制度です。

ぜひこの機会に青色申告をご利用ください。

新たに青色申告をされる場合は、税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。

申請書の記載方法、記帳の仕方、その他内容に関する詳細は東村山税務署個人課税第1部門審理指導担当 ☎042・394・6811(内線415)へ。



特別弔慰金

請求はお済みですか？

請求期限は20年3月31日です。この期限を過ぎると法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

【対象】戦没者等の死亡当時のご遺族で、17年4月1日において公務扶助料・遺族年金を受ける権利が消滅します。

【対象となる建物または施設】①店舗、飲食店、病院などで収容人員が30人以上の施設

【費用】無料(テキスト代は実費)

申し込みは10月15日(月)～26日(金)に、写真2枚(脱帽・無背景、縦3センチ×横2.4センチ)と認め印を持参の上、直接東久留米消防署予防課指導調査係へ。詳しくは同係 ☎471・0119へ。

- 等を受ける方がいない場合に、次の順番による優先順位のご遺族一人に特別弔慰金が支給されます。
- ①弔慰金受給権者
 - ②戦没者等の子
 - ③父母
 - ④孫
 - ⑤祖父母
 - ⑥兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除く)
 - ⑦③～⑥以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ⑧①～⑦以外の三親等内親族(戦没者等)
- の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限る。
- 【給付内容】額面40万円、10年償還の記名国債
- 詳しくは福祉総務課 ☎470・7741へ。

わたしの見てある記

市長 野崎重弥

8月20日～23日の期間、福島県福島市で開催された第36回全国中学校ハンドボール大会で、市立西中学校女子チームが優勝し大会3連覇を果たしました。

今大会の優勝はことさらに心に残るものでした。出場校のレベルは一段と高くなり、スポーツの世界の厳しさを垣間見た感じでした。私は準々決勝の応援をしました。まさに手に汗握る試合でした。前後半の50分の試合時間で決着がつかず、2度のT.C(サッカーのPK戦のようにゴール7メートルの所からのスローイング)でようやく準決勝進出を勝ち取りました。西中の選手は、市内で会ってもきちんとあいさつをししてくれる素晴らしい子どもたちです。これは西中に限らず、スポーツを通じてのひとつの効用だと思っています。厳しい練習に耐えて得たもの、それは優勝という栄光だけでなく、感動や思いやり、忍耐そして素晴らしい仲間だったというものです。それらが、人生でかけがえのない宝物となるに違いありません。

素晴らしい3連覇を成し遂げた選手たち、心からの敬意と感謝を、そして選手たちを支えてくださった多くの関係者に御礼申し上げます。誰もがスポーツを愛することで、人生をより豊かに過ごせるように願っています。